

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 3 6 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 8 年 5 月 2 8 日)

○開催日時 令和 8 年 5 月 2 8 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 5 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 青年等就農計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について |

○出席委員（22名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	5番	石	森	裕	治
8番	山	田	良	雄	9番	木	幡		誠
10番	佐々木			實	11番	竹	花	智	子
12番	猿	谷	忠	義	13番	畠	山	友	子
14番	市	川	義	晴	15番	藤	田	浩	義
16番	石	田	昌	樹	17番	及	川	哲	夫
20番	岸	本	正	明	21番	伊	藤	一	吉
22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光

○欠席委員（4名）

4番	阿	部	浩	6番	石	毛	剛
18番	小	島	敏	19番	斉	藤	雄

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	福	原	義	人
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	沼	倉	正	広
農地調整担当	主事	後	藤	良	介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年7月8日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席22番 豊 島 千 秋

議席23番 目 黒 英 夫

◎開会宣言

○事務局（福原事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 36 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 22 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 4 番阿部委員、6 番石毛委員、18 番小島委員、19 番斉藤委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。22 番豊島委員、23 番目黒委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 1 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和 7 年 12 月 11 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和8年5月14日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇m³に対し、出来高〇〇〇m³。土計画高、〇〇〇m³に対し、出来高〇〇〇m³。事業完了年月日、令和8年4月30日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。

ここで、調査に当たられた委員の説明を求めます。本案につきまして、20番岸本委員をお願いします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。5月14日に猿谷委員、大内委員、事務局とともに現地を見てまいりました。以前から砂を採取していた場所であり、きれいに整地されており、良好と判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長(信夫会長)

報告第2号の委員説明が終わりました。

ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに
決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法
人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報
告について。次の者から先に農地法第6条第1項の規定による農地所有適格
法人報告書の提出があったので報告する。

今月は6件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権
要件、役員要件の全てを満たしていることを確認しています。そのほかの法
人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていた
だきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所
有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきまして、○番○○委員が関係する案件となりますので、
1号につきまして、○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第4号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和8年4月16日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は16件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。

なお、今回は、16件全て再認定となっております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、8号につきましては、○番○○委員、13号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、8号につきましては、○番○○委員を、13号につきましては、○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「青年等就農計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、青年等就農計画に対する意見書の提出について。令和8年4月9日に別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第7の4の（5）に基づく審査に係る意見が求められ、令和8年4月16日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は1件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。

なお、今回は、新規が1件となっております。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である二男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から20年間。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。

それでは、議案第1号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。〇〇から〇〇へ経営移譲のため、農地を使用貸借する案件です。受け手の農作業従事状況から農地を効率的に利用できると判断しております。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第1号の委員説明が終わりました。それでは議案第1号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第1号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないことを確認しています。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

議案第2号につきまして、25番大内委員をお願いします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。5月14日に猿谷委員、岸本委員、事務局と現地を確認しました。申請地は新規案件です。特に問題ないものとして確認しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。

それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第2号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第 8 議案第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 8 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、農地中間管理事業に係る利用権の設定が 6 件となっております。それでは朗読させていただきます。

1 利用権の設定。なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。また、当事者間の法律関係は、第 5 号から第 6 号が使用貸借であるほかは、全て賃貸借となっておりますので、この場での説明とさせていただきます、以降の朗読を省略させていただきます。

1 号から 6 号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2 件まとめた形で説明いたします。

第 1 号及び第 2 号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和 8 年 6 月 23 日。終期、令和 13 年 6 月 22 日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、山田委員、小島委員。

以降、利用権を設定するものなどの見出しは、読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第 3 号及び第 4 号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和 8 年 7 月 1 日。終期、令和 13 年 6 月 30 日。年間〇〇〇円。加藤祐介委員、藤田委員。

第 5 号及び第 6 号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和 8 年 6 月 27 日。終期、令和 13 年 6 月 26 日。借賃、〇〇〇円。目黒委員、羽石委員。

以上で議案第 3 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 3 号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。

なお、利用権の設定の 1 号から 4 号につきましては、〇番〇〇委員及び〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づく議事参与制限により〇番〇〇委員及び〇番〇〇委員の一時退席を求めます。

(○番 ○○委員、○番 ○○委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、利用権の設定の1号と2号につきまして、8番山田委員。3号と4号については、2番加藤祐介委員をお願いします。

それでは、1号と2号にきまして、8番山田委員をお願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。○○の土地で、期間満了による更新で、農地中間管理事業によりさらに5年間の賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長(信夫会長)

続きまして、3号と4号につきまして、2番加藤祐介委員をお願いします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。この土地は○○から○○へ賃貸している土地で、期間満了による更新の案件です。問題ないと思われしますので、よろしくお願いします。

○議長(信夫会長)

利用権の設定の1号から4号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の1号から4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、利用権の設定の1号から4号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、利用権の設定の1号から4号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員、○番 ○○委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。続きまして、利用権の設定の5号と6号の議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の5号と6号につきまして、23番目黒委員をお願いします。

○23番 目黒委員

はい、説明いたします。○○から○○へ使用貸借している土地で期間満了による更新で、農地中間管理事業により5年間使用貸借する案件です。よろしくお願いします。

○議長(信夫会長)

利用権の設定の議事参与制限以外の５号と６号につきまして、委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の５号と６号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、利用権の設定の議事参与制限以外の５号と６号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議事参与制限以外の５号と６号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第９ 議案第４号

○議長（信夫会長）

日程第９ 議案第４号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第４号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第９第４項の規定により証明する。

今月は１件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第１号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第４号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第４号の事務局説明が終わりました。それでは、議案第４号につきまして、現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

議案第４号につきまして、１２番猿谷委員お願いします。

○１２番 猿谷委員

はい、説明いたします。５月１４日に岸本委員、大内委員、事務局と現地を確認してまいりました。申請地は公募地目を変更したいというもので、非農地であると判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第４号の委員説明が終わりました。ここで議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第４号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第１０ 議案第５号

○議長（信夫会長）

日程第１０ 議案第５号「令和７年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第５号、令和７年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について。農業委員会による最適化活動の推進等について（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知）に基づき、当農業委員会における令和７年度の最適化活動の点検・評価を次のとおりとする。

本議案の概要としまして、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第６条第２項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）を実施することとされており、その実施に当たっては、透明性を確保する必要があることから、令和４年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び達成状況を公表するとともに、北海道など関係機関への報告が必要となることから、令和７年度に設定した最適化活動の目標の設定等に係る点検・評価について、本議案のとおり取りまとめたものであります。

２０ページをお開きください。「Ⅰ 農業委員会の状況」については、目標設定時と同じく令和７年４月１日現在の内容について記載しております。農業委員の実数については、年度途中で１名辞任されましたが、４月１日現在の人数ですので、２７人としています。

次に２１ページをご覧ください。上段からの「１ 最適化活動の成果目標」
「（１）農地の集積」の①現状及び課題、②目標については目標設定時の数値となっております。③の令和７年度の実績としましては、令和７年度の新規集積面積は２，２７５ヘクタール、令和７年度末の集積面積の累計については６万４，３８２ヘクタールであり、年度末の集積率は１０１．９％となっております。目標に対する達成状況については、９８．６％となっておりますが、新規集積面積の目標６２７ヘクタールに対し、実績の新規集積面積が大きく上回っていることから、農業委員会の点検結果については「新規集積面積の目標に対し、目標以上の農地を集約することができた」としておりま

す。

21 ページ下段から 22 ページ中段までは「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の項目となります。現状遊休農地は発生していないことから、22 ページの点検結果については「農地パトロールなどの活動により遊休農地の発生を防止をすることができた。」としております。

22 ページ下段から 23 ページ上段にかけては「(3) 新規参入の促進」の項目となり、①現状及び課題、②目標については目標設定時の数値となります。③実績としましては、参入経営体数が 6 件、取得農地面積が 322.2 ヘクタールとなり、農業委員会の点検結果としましては「新規参入者の状況に応じた農地の集約化を図ることができた。」という評価としております。

23 ページ中段、「2 最適化活動の活動目標」の(1)最適化活動を行う日数目標、(2)の活動強化月間の設定の①目標については、目標設定時の数値となります。①の目標に対する②の実績については、取組時期の 4 月から 6 月におきましては、貸付け売買等の農業委員による意向確認やあっせん会議等の実施等について行われていることから記載のとおりの実績としております。

次に 24 ページになりますが、(3)新規参入相談会の参加の項目については、会長が別海町酪農研修牧場入所式へ出席の際に、新規就農者などと意見交換を行っていることから実績に含めております。

24 ページ中段に「農業委員会の点検・評価結果」として令和 7 年度の最適化活動の目標の達成状況の評語を記載する項目があります。添付は省略させていただいていますが、別途通知によりそれぞれの項目、1 最適化活動の成果目標から新規参入相談会までの実績（達成状況）に応じて点数が割り振られており、それぞれの合計点に応じた評語が示されております。令和 7 年度におきましては、5 点以上、10 点未満に当たる「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果になっております。なお、24 ページ下段の「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、農業委員の活動日数が主な採点の項目となっていることから、提出いただいている活動記録簿から活動日数等を集計し、記載のとおり割り振りさせていただいております。

最後に 25 ページの「Ⅲ 事務の実施状況」についてです。「1 総会の開催実績」「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務」については、令和 7 年度の総会の開催実績、許可事務等の処理件数について集計を行い、記載しております。また、「4 違反転用への対応」についても令和 7 年度におきましては、違反転用の実績はありませんので、現状の違反転用面積、違反解消面積も 0 ヘクタールとしております。

なお、本議案を議決いただいた後には、通知に基づき 6 月末までに町ホームページで公表を行うとともに、北海道などの関係機関へ報告を行うものとなっております。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、点検・評価に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 5 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、議案第 5 号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第 5 号につきまして、原案のとおり決定することとします。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第 36 回総会を閉会します。